

インフルエンザ 補 助 金 支 給 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、大建工業健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者がインフルエンザ予防接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより予防接種の機会を促進し、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(対象等の範囲)

第2条 組合が補助する予防接種等の範囲は次のとおりとする。

- 1 インフルエンザワクチンの予防接種。
- 2 接種を受ける医療機関は国内に限る。

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、現に被保険者または被扶養者の資格を有しかつ、次の要件を満たしていなければならない。

1. 接種期間 当年10月1日から翌年1月31日まで。
2. 申請受付期限 当年度の2月20日

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。

1. 被保険者及び被扶養者（満13歳以上） 1,000円 年1回
2. 但し、扶養者の内、13歳未満については複数回可 1,000円×回数

(支給申請手続)

第5条 この補助金の支給を受けようとするときは、別紙様式による次の書類を組合に提出するものとする。

- 1 請求書
- 2 領収書（コピー）

附 則

この規程は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。